



弟子屈町

第2次弟子屈町環境基本計画の策定にあたり

本基本計画は、2006（平成18）年3月に制定された「弟子屈町環境基本条例」を具体化するとともに、環境保全に関する取組を推進するため策定した「第1次弟子屈町環境基本計画」の計画期間が2018（平成30）年度をもって終了することから、環境、社会経済情勢の変化や国及び北海道の環境基本計画の見直しを受けて、弟子屈町の将来展望を踏まえた第2次の環境基本計画を策定するものです。

世界各地で地球温暖化によるものと思われる、気温の上昇、大雨の頻度の増加などの異常気象や、それに伴う農作物の品質低下、動植物の分布域の変化などの影響が現れております。

地球温暖化は、摩周湖や屈斜路湖に代表される希少な自然環境の生態系に様々な変化をもたらす他、基幹産業である農業にも深刻な影響が懸念されるところでもあり、これまで我が国をはじめ本町においても、地球温暖化対策として温室効果ガスの排出削減対策を進めてまいりました。

これら環境、社会経済情勢の変化等を受け、国では「第五次環境基本計画」を2018（平成30）年に、北海道では「環境基本計画（第2次計画）改定版」を2016（平成28）年に策定しております。

「人と自然が共生するまちづくり」を目指す本町は、豊かな自然環境を資源とし農業や観光を基幹産業として発展してきた町であり、「町民」「事業者」「行政」が相互に協力・協働し合いながら、本基本計画を実行・実現に向け取り進めていくことが、重要であると感じております。

さらには、このような取組が本町の誇る摩周湖や屈斜路湖を代表とした雄大で多様な自然環境を良好な状態で次世代へ継承する最善の方法であるとも強く感じております。

今後におきましても町民・団体・事業者各位の尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

弟子屈町長 徳永 哲雄



目次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1-1	計画の目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の視点	3
1-4	計画の対象	4
1-5	計画期間	4
第 2 章	まちの姿	5
2-1	地勢	6
2-2	気象	7
2-3	人口	8
2-4	産業	8
2-5	交通	10
2-6	上位・関連計画	11
第 3 章	基本方針	17
3-1	基本理念	18
3-2	基本目標	19
第 4 章	基本目標ごとの施策と行動	21
4-1	基本目標 1 循環型社会の形成	22
4-2	基本目標 2 自然と共生し育む環境の形成	28
4-3	基本目標 3 安全で快適な環境の形成	34
4-4	基本目標 4 豊かな心を育てる環境の形成	40
第 5 章	計画の推進体制	47
5-1	目標管理	48
5-2	計画の推進体制	50
5-3	計画の進行管理	51



第1章 計画の基本的事項



☑第1章では、計画の基本的な事項（目的、計画期間など）を記載しています。

[1-1 計画の目的](#)

[1-2 計画の位置づけ](#)

[1-3 計画の視点](#)

[1-4 計画の対象](#)

[1-5 計画期間](#)



1-1 計画の目的

2006（平成18）年3月10日に「共生・循環・協働」の3つの基本理念と、「地球環境の保全・自然環境の保全・生活環境の保全・環境教育の推進」の4つの基本方針から構成する「弟子屈町環境基本条例」を制定し、「町民」「住民団体」「事業者」「行政」の各々の主体における責務と役割を明らかにしました。

そこで、この条例を具現化し、環境保全等に関する取組を推進するために「弟子屈町環境基本計画」を策定することとしました。

1-2 計画の位置づけ

まちづくりの基本的方向を総合的に示す「第5次弟子屈町総合計画（2012（平成24）年3月）」のほか、「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略（2015（平成27）年12月）」、「弟子屈町地球温暖化対策実行計画（2015（平成27）年3月）」等とも整合を図り、今後の本町における環境に関する行動、計画、指針、施策等の基本とします。



1-3 計画の視点

本計画は、次に示す「5つの視点」に立って策定します。

① 総合的な視点に立った環境形成

- ・ 部門別の環境関連施策を個別で捉えるのではなく、全体を横断的に捉え、その体系化を図ることによって、総合的な視点に立った環境形成を図る。

② 弟子屈町の特性に合った環境形成

- ・ 雄大で多様な自然、摩周湖に代表される水資源、長年培われてきた教育、文化産業等の資源を有効に活用し、弟子屈町の特性に合った環境形成を図る。

③ 町民等、各主体が協働する環境形成

- ・ 町民、住民団体、事業者、町が新たなパートナーシップを形成して、環境にやさしいライフスタイルへの変革に向けて積極的に協働する環境形成を図る。

④ 人と自然が共生できる環境形成

- ・ 生態系の保全や創造、リサイクルや資源エネルギーの効率的利用を通して、自然の環境構造に配慮し、人と自然が共生可能な環境形成を図る。

⑤ 地球環境保全の視点による環境形成

- ・ 地球温暖化現象、オゾン層の破壊、熱帯林や生物の種の減少、酸性雨等の地球規模の環境問題を身近な生活の問題として捉えた環境形成を図る。

1-4 計画の対象

本計画は、地球環境を視野に入れながら、本町全域を対象とします。

分野については、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「環境教育」の4つの分野にまとめます。

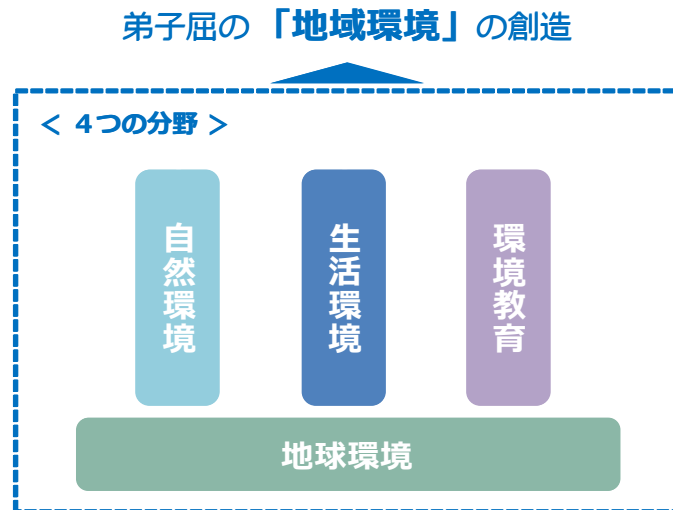


図 1-1 弟子屈町環境基本計画の4つの分野

1-5 計画期間

計画期間は、2019（平成31）年度から10年間としますが、2022年度からスタートする「第6次弟子屈町総合計画」との整合性を図ることが重要であり、その計画策定作業に合わせて見直し等を行うことが必要です。

また、身近な問題で比較的早期に実施及び着手すべき施策、行動、取組等を短期的目標として、長期的及び恒久的な視点に立って取り組む問題を長期的目標として、それぞれ位置付けます。

第2章 まちの姿



第2章では、まちの基本的な情報を整理しています。

[2-1 地勢](#)

[2-2 気象](#)

[2-3 人口](#)

[2-4 産業](#)

[2-5 交通](#)

[2-6 上位・関連計画](#)

2-1 地勢

弟子屈町はひがし北海道の中心に位置し、東経144度13分から144度36分、北緯43度23分から43度42分の地点にあります。西北面は高く険しい山並みがオホーツク地域に接し、東の山並みは根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接しています。

世界有数の透明度を誇る摩周湖、その山麓に広がる本町は千島火山帯に属する高原地帯で、屈斜路湖を源とする釧路川が地域の中央を流れており、平地が少なく起伏の多い地勢です。地域の約70%は山林地帯で、農耕地は屈斜路湖沿岸と釧路川をはじめとする各河川の流域に散在しており、酪農を中心に放牧、牧草地、馬鈴薯・てん菜・小麦・蕎麦畑として主に利用されています。

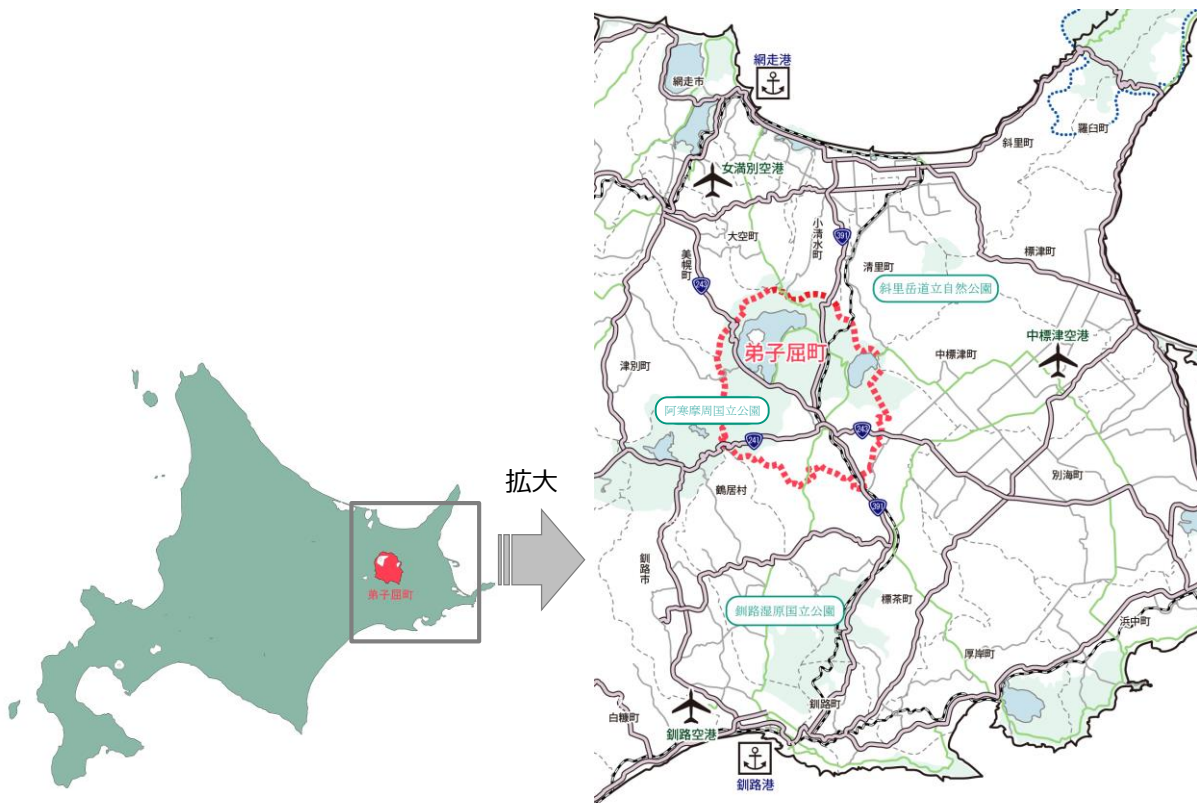


図 2-1 弟子屈町の位置図

2-2 気象

本町の年間平均気温は3℃～5℃と冷涼ですが、ここ数年は最高気温30℃以上を観測することもある状況です。降水量については、初雪は毎年11月上旬に観測されており、降雪量が比較的に少ないため道路がひどく凍結する傾向にあります。

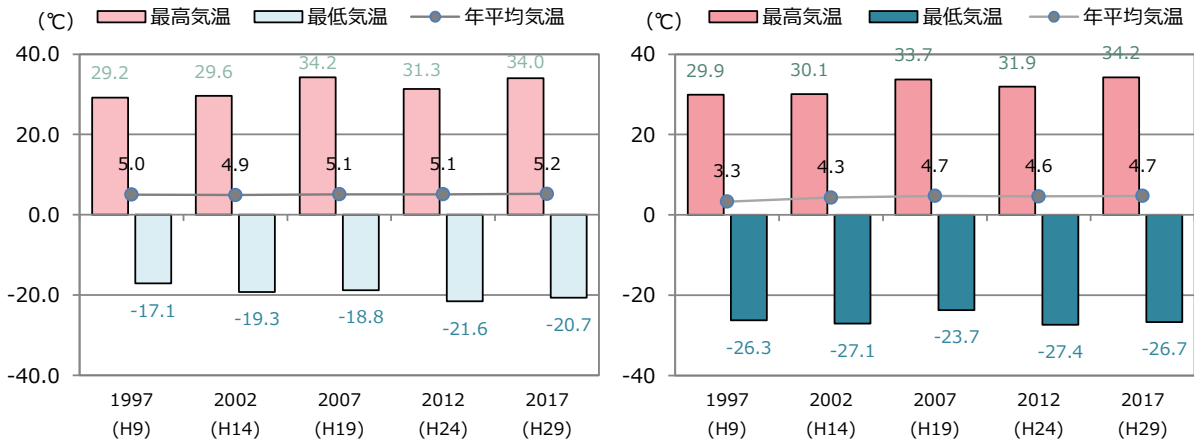


図 2-2 弟子屈地区（左）と川湯地区（右）の気温

(出典) 気象庁「気象データ」

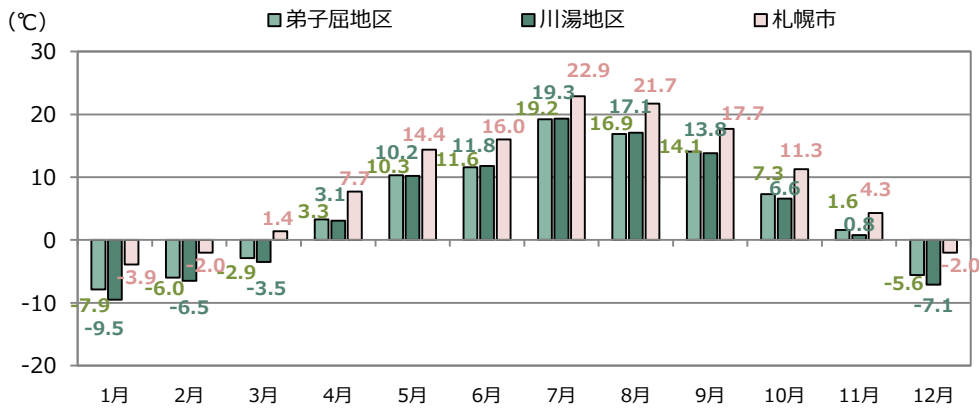


図 2-3 日平均気温

(出典) 気象庁「気象データ (2017年)」

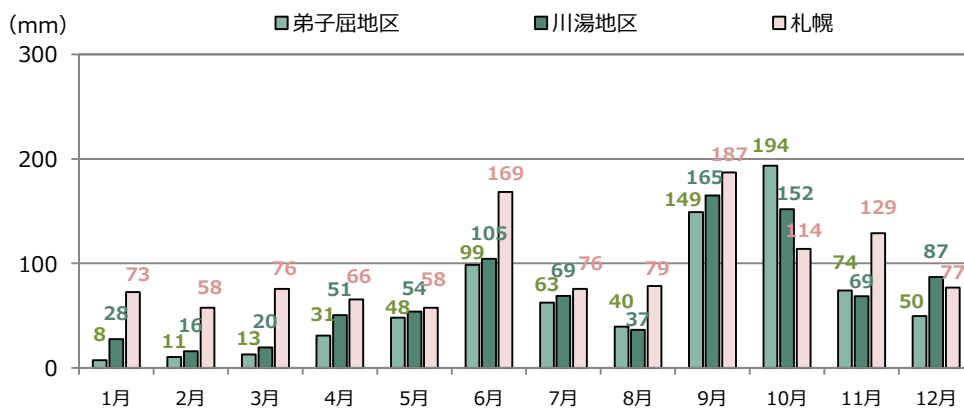


図 2-4 降水量

(出典) 気象庁「気象データ (2017年)」

2-3 人口

本町の人口は、1965（昭和40）年の13,632人をピークに減少傾向をたどっており、2015（平成27）年では7,758人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2045年には4,045人と2015（平成27）年の約半数の人口になると推計されています。

年齢階層別に人口をみると、年少人口・生産年齢人口が減少傾向である一方、老年人口が増加傾向にあります。しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所によると、老年人口も2025年ごろから減少傾向に転じると推計されています。しかし依然として全人口に占める割合は大きく、2045年には老年人口割合（高齢化率）は51.8%になると推計されています。

また、世帯数についてみると、1995（平成7）年以降3,900世帯前後で推移していましたが、2010（平成22）年から減少傾向にあり、2015（平成27）年では3,509世帯となっています。

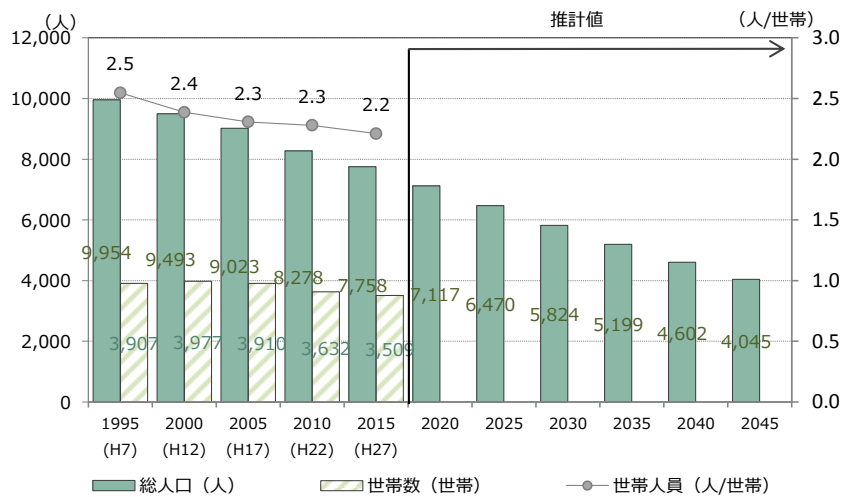


図 2-5 弟子屈町の人口・世帯数の推移と将来推計

(出典) 総務省「国勢調査」(1995-2015)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年推計) (2020-2045)

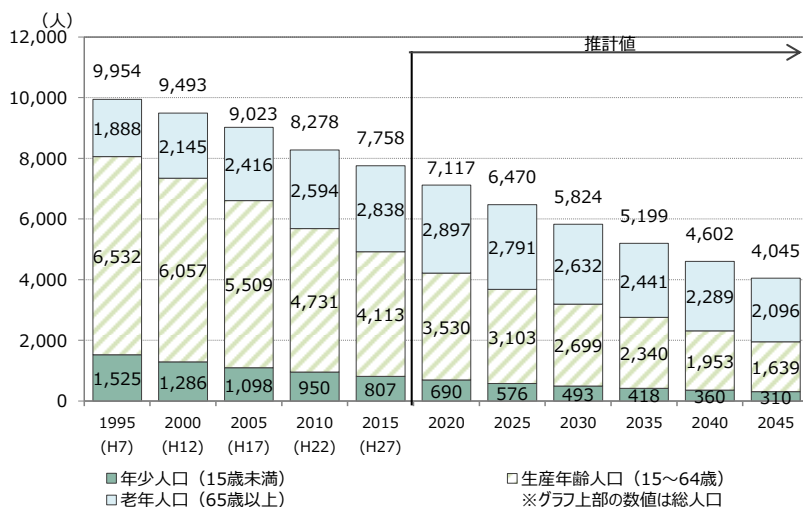


図 2-6 弟子屈町の年齢階層別人口の推移と将来推計

(出典) 総務省「国勢調査」(1995-2015)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年推計) (2020-2045)

2-4 産業

1995（平成7）年以降の就業者数をみると、就業者数は減少傾向となっており、2015（平成27）年には3,944人となっています。1995（平成7）年と比較して、2015（平成27）年の就業者数は第1次産業で137人減（18.7%減）、第2次産業で433人減（42.7%減）、第3次産業で932人減（25.2%減）となっています。

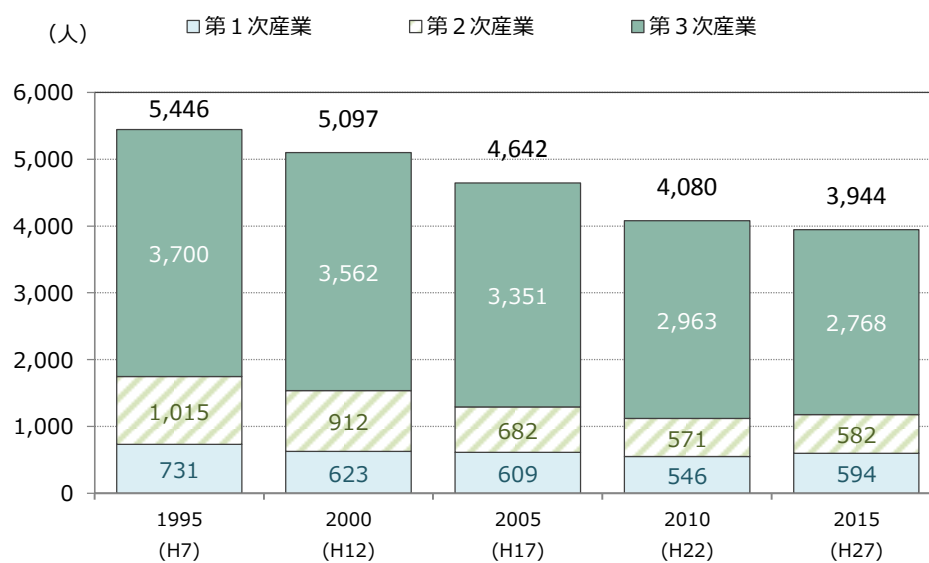


図 2-7 産業分類別の就業者数の推移

（出典）総務省「国勢調査」

※グラフの上部の数値は総就業者数。分類不能は除く。

2-5 交通

2010（平成22）年における、通勤・通学時に使用する交通手段についてみると、64.5%が自動車を使用しており、自家用車を中心とした移動状況となっています。

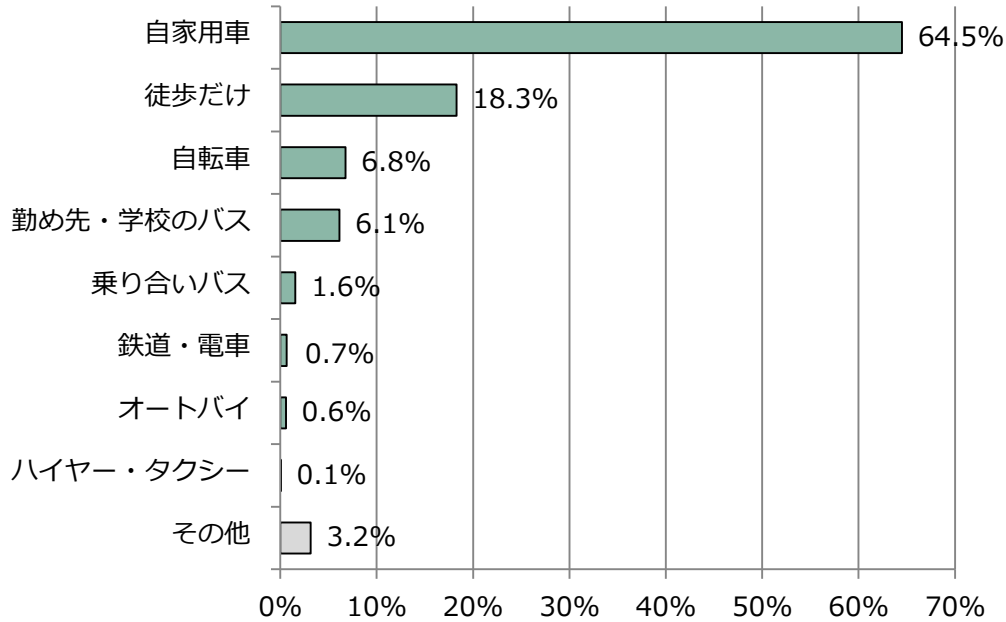


図 2-8 通勤・通学の移動手段の割合

（出典）総務省「国勢調査」

※複数回答であるため、必ずしも総計が100%と一致しない場合がある。不詳は除く。

2-6 上位・関連計画

2-6-1 国・道における上位計画

弟子屈町環境基本計画は、国や道が策定している、環境に関わる上位計画の戦略や施策の方向性に基づいて策定します。上位計画の概要は以下のとおりです。

(1) 第五次環境基本計画

環境基本計画は、環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めるもので、約6年ごとに見直しされており、2018（平成30）年4月に第五次環境基本計画が閣議決定されました。

第五次環境基本計画は、2015（平成27）年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）や、2015（平成27）年12月に採択されたパリ協定以降、初めて策定される環境基本計画です。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定しています。

表 2-1 第五次環境基本計画の分野横断的な6つの重点戦略

重点戦略	概要
① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● ESG 投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ● 税制全体のグリーン化の推進 ● サービサイジング、シェアリング・エコノミー ● 再エネ水素、水素サプライチェーン ● 都市鉱山の活用 <p style="text-align: right;">等</p>
② 国土のストックとしての価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ● 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ● 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ● コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ● マイクロプラスチックを含めた海洋ごみ対策 <p style="text-align: right;">等</p>
③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における「人づくり」 ● 地域における環境金融の拡大 ● 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ● 国立公園を軸とした地方創生 ● 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ● 都市と農林漁村の共生・対流 <p style="text-align: right;">等</p>
④ 健康で心豊かな暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICE など） ● 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の削減 ● 低炭素で健康な住まいの普及 ● テレワークなど働き方改革+CO₂・資源の削減 ● 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ● 良好な生活環境の保全 <p style="text-align: right;">等</p>
⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ● 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ● バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等） ● AI 等の活用による生産最適化 <p style="text-align: right;">等</p>
⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境インフラの輸出 ● 適応プラットフォームを通じた適応支援 ● 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ● 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 <p style="text-align: right;">等</p>

（出典）環境省「第五次環境基本計画の概要」

(2) 北海道環境基本計画[第2次計画] 改定版

北海道環境基本計画とは、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項などを定めるもので、第2次計画が2008（平成20）年3月に策定され、2016（平成28）年3月に改訂されています。計画期間は2016（平成28）年度から概ね5年とされています。

21世紀半ばを展望した将来像として「循環と共生を基調にする環境負荷の少ない持続可能な北海道」と定め、施策の方向を示しています。

表 2-2 北海道環境基本計画 [第2次計画] の施策体系

分野	施策の方向
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	ア 地球温暖化対策の推進 (ア) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 (イ) 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入 (ウ) 森林等における吸収源対策 (エ) 気候変動への適応策の検討
	イ その他の地球環境保全対策の推進
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	ア 3Rの推進
	イ 廃棄物の適正処理の推進
	ウ バイオマスの利活用の推進
	エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造 (ア) すぐれた自然環境の保全 (イ) 公益的な機能の高い森林の保全 (ウ) 快適な環境の保全と創造 (エ) 北海道らしい景観の形成
	イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用
	ウ 自然とのふれあいの推進 (ア) 自然とのふれあいの場と機会の確保 (イ) 自然の適正な利用 (ウ) 飼養動物の愛護と管理
	エ 野生生物の保護管理 (ア) 希少野生動植物種の保護 (イ) 外来種の防除の推進 (ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理
(4) 安全・安心な地域環境の確保	ア 大気、水などの生活環境の保全 (ア) 大気環境の保全 (イ) 水環境の保全 (ウ) 騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策
	イ 化学物質等による環境汚染の未然防止
	ウ その他の生活環境保全対策
(5) 各分野に共通する施策の展開	ア 環境に配慮する人づくりの推進 (ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着 (イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進
	イ 環境と経済の好循環の創出 (ア) 環境に配慮した事業活動の推進 (イ) 環境と調和した産業の展開 (ウ) 環境ビジネスの振興
	ウ 環境と調和したまちづくり
	エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

(出典) 北海道「北海道環境基本計画 [第2次計画] 改訂版」

2-6-2 弟子屈町における上位・関連計画

弟子屈町環境基本計画の上位・関連計画としては、「第5次弟子屈町総合計画（2012（平成24）年3月）」のほか、「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略（2015（平成27）年12月）」、「弟子屈町地球温暖化対策実行計画（2015（平成27）年3月）」などがあげられます。弟子屈町環境基本計画では、これらの上位・関連計画と整合を図ります。

上位・関連計画のうち、関連する施策・方向性の概要について、弟子屈町環境基本計画の分野別（地球環境、自然環境、生活環境、環境教育）に示します。

表 2-3 弟子屈町環境基本計画の上位・関連計画

上位・関連計画の名称	計画期間
第5次弟子屈町総合計画	2012（平成24）年度 ～2021年度
てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略	2015（平成27）年度 ～2019（平成31）年度
弟子屈町温暖化対策実行計画	2015（平成27）年度 ～2020年度
弟子屈町緑の基本計画	2008（平成20）年 ～2028年
弟子屈町水道ビジョン	2011（平成23）年度から10～15年間
弟子屈町地域公共交通総合連携計画	2009（平成21）年度 ～2018（平成30）年度
弟子屈町一般廃棄物処理基本計画	2014（平成26）年度 ～2023年度
生活排水処理基本計画	2014（平成26）年度 ～2023年度
弟子屈町空き家等対策計画	2015（平成27）年 ～2020年
阿寒国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2020*	2016（平成28）年度 ～2020年度

※阿寒国立公園満喫プロジェクトステップアッププログラム2020の策定主体は「阿寒国立公園満喫プロジェクト地域実行協議会」である。

表 2-4 上位・関連計画の施策・方向性の概要（地球環境・自然環境）

分野	引用計画名	施策・方向性	概要
地球環境	第5次 弟子屈町総合計画 (後期実行計画)	● 自然環境の有効活用	● 再生可能エネルギーの活用、温泉・地熱の活用等
		● 環境負荷の低減	● 3Rの推進と適正な廃棄物処理、省エネルギーの推進等
	てしかが・ まち・ひと・しごと 創生戦略	● 地域資源を活かした雇用・新産業の創出	● 新エネルギーの活用、温泉・地熱の活用等
		● 環境行動・排出削減の意識付け	● 省エネルギー行動の推進等
			● 環境教育、情報公開、人材育成の推進等
	弟子屈町 温暖化対策実行計画 (区域施策編)	● エネルギーの利用の効率化	● 省エネルギーの推進（省エネ型の設備・機器の導入等）、再生可能エネルギー利用の推進等
		● 低炭素社会・循環型社会の構築	● 地域緑化の推進、健全な森林管理等
● グリーン購入、3Rや廃棄物適正処理の推進等			
弟子屈町 一般廃棄物処理 基本計画	● ごみの発生抑制の推進	● ごみ減量の意識を高めていくための施策の推進等	
	● リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底	● 資源ごみの適正分別の啓発等	
	● 適正処理の推進	● 最終処分場の広域処理の検討等	
自然環境	第5次 弟子屈町総合計画 (後期実行計画)	● 農・林業の振興、観光の振興	● 担い手の育成、気候変化に対応する新作物の導入の推進、農業被害の防止等
		● 公衆衛生の向上	● 水のカムイ観光圏、阿寒国立公園満喫プロジェクト2020による観光関連事業の広域連携等
	てしかが・ まち・ひと・しごと 創生戦略	● 観光・農業を柱とした地域活性化の推進	● 適正な保護と活用のゾーニング（地域景観ルールづくり等）、エコツーリズムの推進等
		● 農業の担い手の人材確保・育成	● 農林業の担い手の育成等
		● 交流人口の拡大と定住の促進	● 魅力的で暮らしやすいまち並み形成（花いっぱい運動事業等）、公共交通の維持（弟子屈えこパスポート事業等）
	弟子屈町 緑の基本計画	● 緑地等の配置方針	● 骨格である釧路川・鑑別川・グリーントネル等の保全・活用
			● レクリエーション空間としての緑地の適正配置
	弟子屈町 水道ビジョン	● 安全な水、快適な水の供給	● 防災機能を強化する緑地の形成（防火帯や避難場所として活用できる都市公園等の整備等）
		● 環境への負荷の低減	● 景観向上のための緑地の適正配置（名木の保全等）等
	弟子屈町 地域公共交通 総合連携計画	● 環境負荷の小さい摩周湖アクセスの確立	● 水源・配水水質の確保、給水普及率の向上の促進等
		● 町内のノーマイカーデーや環境交通シンポジウムなどの啓発活動の実施	● 省エネルギーの推進（施設更新時のダウンサイジング等）、有効率の向上等
		● BDFなどの活用	● 町内周遊フリーパスの実証実験、運行施設などのハード的な整備展開等
		● 町内周遊フリーパスの作成など、町内周遊交通手段の確保	● 町内ノーマイカーデーの設定、シンポジウムの開催等
	阿寒国立公園 満喫プロジェクト ステップアップ プログラム 2020	● 広域的な取組	● ロングトレイルやサイクリングロードの設定
● 空港からの二次交通の充実			
	● 川湯温泉、摩周湖、屈斜路湖、川湯温泉、硫黄山における取組	● 多言語に対応した案内板の設置	
		● 阿寒横断道路の良好な景観の確保	
		● インバウンド増加を図るための各種PRの推進	
		● 川湯エコミュージアムセンターや展望台等における民間開放の在り方の検討	
		● つつじヶ原探勝路や川湯ミュージアムセンター、展望台等の再整備	
		● 川湯温泉街まちなみ景観改善	
		● ツアー・プログラムの開発・実施、ガイド組織確立に向けた検討等	

（出典）弟子屈町「第5次弟子屈町総合計画（後期実行計画）」等

表 2-5 上位・関連計画の施策・方向性の概要（生活環境・環境教育）

分野	引用計画名	施策・方向性	概要
生活環境	第5次 弟子屈町総合計画 (後期実行計画)	● 守る自然と活用する自然との調和	● 保護と活用のゾーニング、エコツーリズムの推進、屈斜路湖の適正利用等
		● 適正な風景形成の推進	● 全体風景指針作り、景勝地の保全整備等
		● 快適な生活空間の形成	● 景観形成の促進、新たな公共交通の検討等
		● 災害対策の充実	● 治山・治水対策の推進等
	生活排水処理 基本計画	● 地域文化の振興	● 地域の歴史の保全と活用（資料館の内容充実、無形民俗文化財の保存・伝承等）
		● 下水道普及率、水洗化率の向上	● 2023年度まで下水道普及率を100%に向上 ● 弟子屈地区の水洗化率99%（2021年度）、川湯地区の水洗化率50%（2019（平成31）年度）、以降毎年5%ずつ増加させる。
		● 浄化槽人口比率の向上	● 浄化槽人口比率を毎年1.2%ずつ増加させる
弟子屈町 空き家等対策計画	● 単独処理浄化槽の原則廃止	● 2023年までに単独処理浄化槽人口を0とする	
	● 空き家等への対策	● 弟子屈町空き家対策協議会の設置、空き家等データベースの作成 ● 実態調査、空き家や空き家跡地の適正管理・活用、特定空き家等に対する対策	
環境教育	第5次 弟子屈町総合計画 (後期実行計画)	● 義務教育環境の充実	● 郷土の歴史の学習等のふるさと学習の推進等
		● 社会教育活動の推進	● 野外体験などの青少年育成活動の推進等
	● 地域の魅力を高める人材育成	● まちを紹介できる弟子屈ガイドの育成等	
てしかが・ まち・ひと・しごと 創生戦略	● まちづくりの担い手の人材確保・育成	● 保全と活用の担い手の育成（摩周湖クリーンウォーク等）、ふるさと学習の推進（伝統文化の継承等）	

（出典）弟子屈町「第5次弟子屈町総合計画（後期実行計画）」等



第3章 基本方針



☑第3章では、弟子屈町環境基本計画における「基本理念」、及び「基本目標」を記載しています。

[3-1 基本理念](#)

[3-2 基本目標](#)

3-1 基本理念

弟子屈町環境基本条例（2006（平成18）年3月制定）の第3条の規定で定められている基本理念を、環境基本計画における基本理念とします。



① 共生

健康で安全かつ豊かな環境を享受するために、日常生活や事業活動における環境への配慮を積極的に行い、さわやかな大気環境や清らかな水環境等の快適で良好な環境保全等を図ること。



② 循環

大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済構造の転換を目指し、環境への負荷の少ない資源エネルギー循環型社会の形成を図ること。



③ 協働

町民、住民団体、事業者、行政が、それぞれ担うべき責務及び取り組むべき役割を明らかにし、相互協力と連携により、自然にやさしいまちづくりを推進すること。

3-2 基本目標

弟子屈町環境基本条例の第8条の規定で定められている4つの基本方針（地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の保全、環境教育の推進）を基に、基本目標（第1次環境基本計画の4つの“目的”に相当）、及び分野目標（第1次環境基本計画の4つの“目標”に相当）を以下のとおり設定します。

【基本目標1】 循環型社会の形成

- 分野目標① 地球環境保全対策の推進
- 分野目標② 3R施策の推進
- 分野目標③ 資源・エネルギーの有効利用



【基本目標2】 自然と共生し育む環境の形成

- 分野目標① 森林・水資源の保全と創造
- 分野目標② 野生生物の生態系の保全と管理
- 分野目標③ 観光資源の保全と適正利活用



【基本目標3】 安全で快適な環境の形成

- 分野目標① 大気・水・土壌等の保全及び公害対策
- 分野目標② 景観及び歴史・文化的環境の保全と活用
- 分野目標③ 環境に配慮した産業振興及び地産地消の推進



【基本目標4】 豊かな心を育てる環境の形成

- 分野目標① 環境に関する情報の共有
- 分野目標② 環境教育・学習の機会の提供
- 分野目標③ 学校教育との連携



知っていますか？

弟子屈町のシンボル

町の花

つつじ

硫黄山のシロイツツジに代表されることから制定されました。



町の木

さくら

町内各所で広く親しまれていることから制定されました。

町の鳥

はくちょう

屈斜路湖、釧路川で、町民と厳しい冬をともに過ごしていることから制定されました。





第4章 基本目標ごとの施策と行動



☑第4章では、基本目標ごとにまちの現状を見つめ直し、課題を整理するとともに、その解決に向けて、町民・事業者及び行政の行動例を示しています。

4-1 基本目標1 循環型社会の形成

4-2 基本目標2 自然と共生し育む環境の形成

4-3 基本目標3 安全で快適な環境の形成

4-2 基本目標4 豊かな心を育てる環境の形成



4-1 基本目標 1 循環型社会の形成

4-1-1 分野目標① 地球環境保全対策の推進

(1) 現状

- 本町の CO₂ 排出量は、2012（平成 24）年度には 90,070 t-CO₂/年となっており、基準年値（2005（平成 17）年度）84,843 t-CO₂/年に比べて+6.2%となっています。
- 本町では、地球温暖化対策に特化した「町民」「事業者」「行政」の役割や目標を明確にした「弟子屈町温暖化対策実行計画」として、「区域施策編」を 2014（平成 26）年度に、「事務事業編」を 2016（平成 28）年度に策定・改定し、地球温暖化対策を進めています。
- 対策実施による削減量と自然減分を見込んで、基準年比 10%削減を目標数値としています。

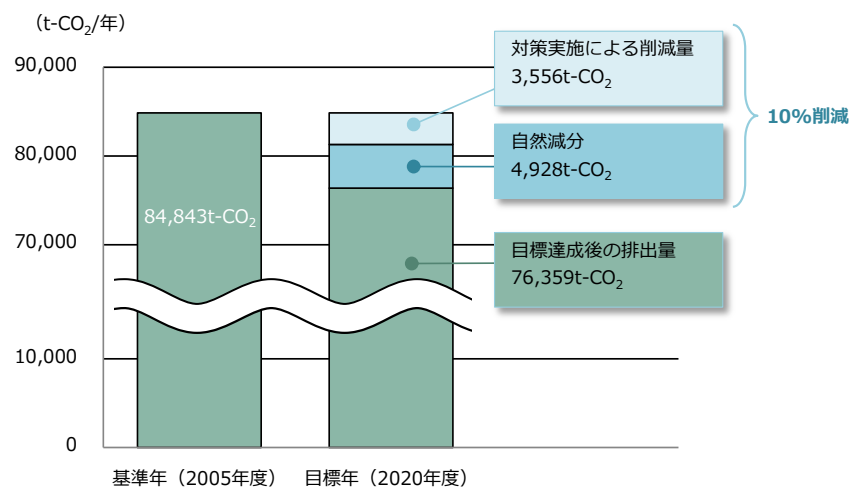


図 4-1 弟子屈町の CO₂ 削減目標

(出典) 弟子屈町「弟子屈町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

- 地球温暖化対策として、本町では、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入（雪冰冷熱施設、消防庁舎へのヒートポンプ導入、中学校のエコスクール化、地熱発電のポテンシャル調査など）を進めるとともに、環境省で実施している国民運動「COOL CHOICE」に賛同して、広報紙を通じた意識啓発を行っています。また、電気自動車を町公用車として使用しています。
- 公共の交通機関の利用を促進することで CO₂ を削減する取組として、期間限定で摩周湖バス・屈斜路バス・パノラマジャンボと町内路線バスが乗り放題となる「弟子屈えこパスポート事業」に取り組んでいます。
- フロン類が使用されている業務用冷凍空調機器の「管理者」に対して、適正処理について啓発を実施しています。

「COOL CHOICE」とは

「COOL CHOICE」とは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

(2) 課題

- CO₂などの温室効果ガスの排出量を大幅に削減することが必要です。
- オゾン層破壊防止・地球温暖化防止に向けて、フロンガスを出さないことが必要です。

(3) 施策の方向性

- 地球温暖化防止対策
 - ◇ 省エネ・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択
 - ◇ 低炭素な暮らしを実現できるまちづくり
 - ◇ エネルギーに関する意識啓発
- オゾン層破壊防止対策
 - ◇ フロン使用製品の適正処理、フロン未使用製品の導入

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、CO₂等の温室効果ガス削減及び省エネルギー対策として水、電気、化石燃料の消費削減に取り組みます。
- 事業者は、エコカーの導入及びエコドライブを実践するなど、地球温暖化防止に配慮した事業活動に努めます。
- 日常生活の中でできる環境行動（省エネ、エコドライブ、身近な場所の緑化など）を実践します。

- 省エネルギー活動の先導的役割として、公共施設（建物、街路灯等）の省エネ改修や、公用車のエコカーへの転換を積極的に推進します。
- 町民や事業者の環境行動を促す情報提供や、エコライフ推進に向けた制度づくりに努めます。
- 弟子屈町温暖化対策実行計画に基づき、率先して環境配慮行動に取り組みます。
- 省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入、コンパクトなまちづくり、環境に配慮した公共交通の確立、徒歩や自転車走行に配慮した道路整備など、低炭素な暮らしを実現できるまちづくりを進めます。

行政



4-1-2 分野目標②3R 施策の推進

(1) 現状

- 一般廃棄物の搬入量は、2017（平成 29）年には 3,047 トンで、減少傾向となっています。
- 産業廃棄物の搬入量は、2017（平成 29）年には 774 トンとなっています。

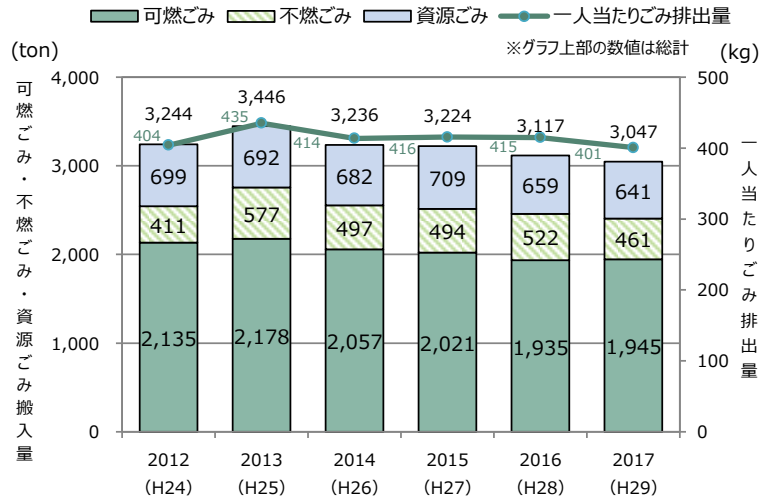


図 4-2 一般廃棄物搬入量の推移

(出典) 弟子屈町資料

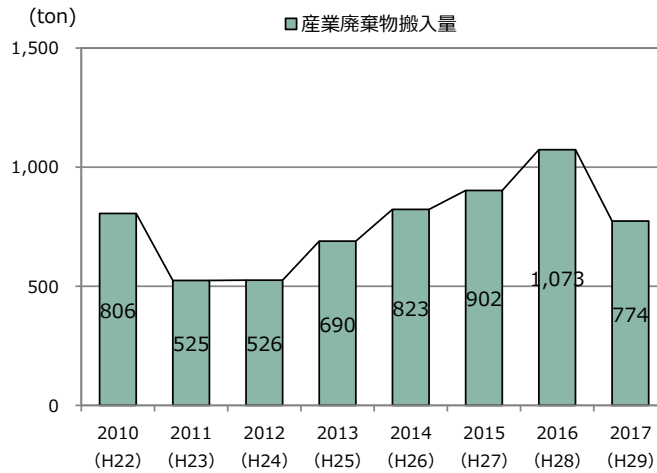


図 4-3 産業廃棄物搬入量の推移

(出典) 弟子屈町資料

- 本町では、2009（平成 21）年より釧路広域連合に加入し、可燃ごみについて広域処理を行っています。
- 2014（平成 26）年から使用済み小型家電の受け入れの開始、2015（平成 27）年から空きビン分別の簡素化、2016（平成 28）年からスプレー缶の回収を行っています。また、東京 2020 大会で使用するメダルを使用済み小型家電から制作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しています。
- 廃棄物の不法投棄やポイ捨ての防止を目的に、2006（平成 18）年に釧路管内全 8 市町村において「自然の番人宣言」を行いました。一方で、毎年 3～5 件程度の不法投棄が見られます。

(2) 課題

- 廃棄物の減量化と資源化を推進することが必要です。
- 関係機関と連携して、円滑な広域処理を進めていくことが必要です。
- 不法投棄・ポイ捨て防止思想の普及啓発を推進し、地域関係者が連携することが必要です。

(3) 施策の方向性

- 廃棄物の排出量抑制・再使用・再利用
 - ◇ エコ製品の使用・再利用推進、ごみの減量化推進
 - ◇ ごみ分別収集の周知・徹底
- 廃棄物処理施設の広域連携化
 - ◇ 一般廃棄物の最終処分場についても広域連携を検討
- 不法投棄防止対策
 - ◇ 「自然の番人宣言」の積極的・効果的活用
 - ◇ 住民参加型事業の推進、各機関・団体等との連携

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、家庭ごみの減量及び資源リサイクルを徹底するとともにマイバックやエコ製品を使用するなど、廃棄物の3R政策を日常生活や団体活動の中で実践します。
- 町民は、ごみのポイ捨て、不法投棄は犯罪であることを強く認識し、自然の番人にふさわしい行動を取ります。
- 事業者は、計画の段階から、ごみをできるだけ排出しない事業活動に努め、止むを得ず排出するごみは家庭ごみと同様に分別及び資源リサイクルを徹底するなど、適正に処理します。
- 事業者は、「自然の番人宣言」の趣旨・目的に即した事業活動を行うことにより、不法投棄の撲滅に協力します。

- 町民や事業者へのごみ減量化・資源循環に向けた意識の向上を図ります。
- リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底について、周知・啓発活動を推進します。
- 関係機関と連携して、円滑に広域処理を進めます。
- 住民や関係機関と連携し、不法投棄・ポイ捨て防止思想の普及啓発を行います。

行政



4-1-3 分野目標③資源・エネルギーの有効利用

(1) 現状

- 本町は、温泉熱や地熱、雪氷冷熱などの自然エネルギー、家畜ふん尿などのバイオマス資源を有しています。
- 本町は全国でも有数の温泉地であり、源泉数は182（2018（平成30）年現在）となっています。本町市街地区では温泉熱供給事業を行っており、役場庁舎や警察署などの公共施設のほか、一般家庭、事業所等へ供給し、排湯によるロードヒーティング（摩周大通の歩道）も行われています。
- エネルギー対策の一環として雪氷冷熱施設や、地熱資源の有効活用を目指し、地熱発電のポテンシャル調査も進めています。
- 環境にやさしい公共交通を目指した「弟子屈えこパスポート事業」では、バスの燃料として、てんぷら油などの廃油を精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を使用しています。



(2) 課題

- 地域特性に即した再生可能エネルギー（地熱・温泉熱、雪氷冷熱、バイオマス資源など）の活用とともに、エネルギー使用量自体の削減（＝省エネルギー）も必要です。
- 貴重な地域資源である温泉は、ほかのエネルギー同様無限ではなく、過度の掘削や使用に起因する環境負荷が懸念され、使用量を削減することが必要です。

(3) 施策の方向性

- 地域資源を活用したエネルギー対策の推進
 - ◇ 地域特性に即した再生可能エネルギーの積極的な導入
 - ◇ エネルギーの効率的な利用

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、バイオ燃料や太陽光等の新エネルギー分野に対する関心を高め、積極的な導入を図ります。
- 省エネルギー製品の購入や、エネルギー使用状況を把握し、適切な管理方法を検討します。
- 太陽光発電、地熱・温泉熱、木質バイオマスなどの導入を検討します。

- 公共施設において、太陽光発電、地熱・温泉熱、木質バイオマスなどの導入を検討します。
- 町民や事業者に対し、省エネルギー製品（自動車を含む）の導入・利用を促進します。
- 町民や事業者の再生可能エネルギーの導入・利用を促進します。

行政



BDF を使用した摩周湖バス

4-2 基本目標2 自然と共生し育む環境の形成

4-2-1 分野目標①森林・水資源の保全と創造

(1) 現状

- 本町の70%は森林で、生物多様性の保全、地球環境の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健・文化・教育の場の提供や木材の供給など多くの多面的機能を有しています。
- 持続可能で健全な森林を育むため、樹下植栽、下刈、更新伐、間伐などの造林事業を実施しています。また、森林火災の予防や万が一の火災時に円滑に消防活動を行うため、予消防会議の開催等を行っています。
- 従事者の高齢化や後継者不足などの課題を抱えており、林業従事者の積極的な雇用対策を進めています。
- 本町には、一級河川の釧路川をはじめ50もの河川があります。釧路川は、屈斜路湖を源とし、生活や産業を支える、豊富な資源を育んでいます。また、下流域に広がる釧路湿原では、貴重な野生生物も数多く生息しています。
- 日本海溝・千島海溝周辺型地震地域に指定され、釧路地方北部を震源とする直下型の地震も想定されているほか、釧路川の氾濫による洪水や土砂災害、雌阿寒岳等の火山災害が想定されています。



秋の林道

(2) 課題

- 適切な管理のもと、森林の機能（CO₂を吸収・貯蔵、生物多様性の保全、洪水や渇水の緩和、水質の浄化、土砂の流出や崩壊の防止、保健・文化・教育の場の提供、木材の供給等）を十分に発揮できるよう、継続した森林施業の推進が必要です。
- 釧路川の最上流部に位置する本町は、河川等、水資源の保全について重要な使命を持つことを認識して取り組むことが必要です。
- 治山・治水対策等により、災害の未然防止策を強化することが必要です。

(3) 施策の方向性

- 森林の保全と再生
 - ◇ 継続的な森林施業の推進
 - ◇ 間伐材の付加価値向上、地材地消及び地域の活性化の促進
 - ◇ 住民参加による森林保全・再生活動の推進
- 河川・湖沼等水資源の保全
 - ◇ 釧路川等、水質調査に関する情報の収集、整理及び蓄積
 - ◇ 町内研究機関等との連携による支流の調査
 - ◇ 川辺の樹林帯確保等、水辺環境と河川環境の保全

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 事業者は、森林、湖沼、河川に配慮した事業・生産活動に努めます。
- 町民はもとより、開発業者や移住者も、町の計画に沿った土地利用や適正管理に協力します。
- 森林の所有者は、適正な管理と植林や間伐などの保全・育成に努めます。
- 森林の保全活動に町民は積極的に参加・協力します。

- 国有林・民有林を含めた森の有効活用を図るとともに、町有林の適正管理を進めます。
- 林業生産の効率化や林業の担い手の育成に努めるとともに、林業生産の安定化を図るため、地場産材の利用普及を促進します。
- 豪雨などによる自然災害を未然に防止するため、災害予防計画を策定し、危険箇所の減少を図るとともに、防災の観点を重視した治山・治水の必要箇所を的確に選定し、国・道と調整します。

行政



4-2-2 分野目標②野生生物の生態系の保全と管理

(1) 現状

- 近年、急激に頭数が増加して農業被害や森林被害が大きくなってきているエゾシカや、環境省指定特定外来生物であるウチダザリガニなども問題となっています。野生生物が地域住民の生活圏に入り込み、農作物被害などが多数生じています。また、ハンターの担い手が不足しているのが現状です。
- 本町では、野生生物へのえさやり禁止等の広報や有害鳥獣駆除のハンター育成を通じて、野生生物の保護と管理を実施しています。また、生活環境及び農林業に関わる被害の防止のため、ハシブトガラスやハシボソガラス、キツネなどの有害鳥獣の捕獲を行っています。

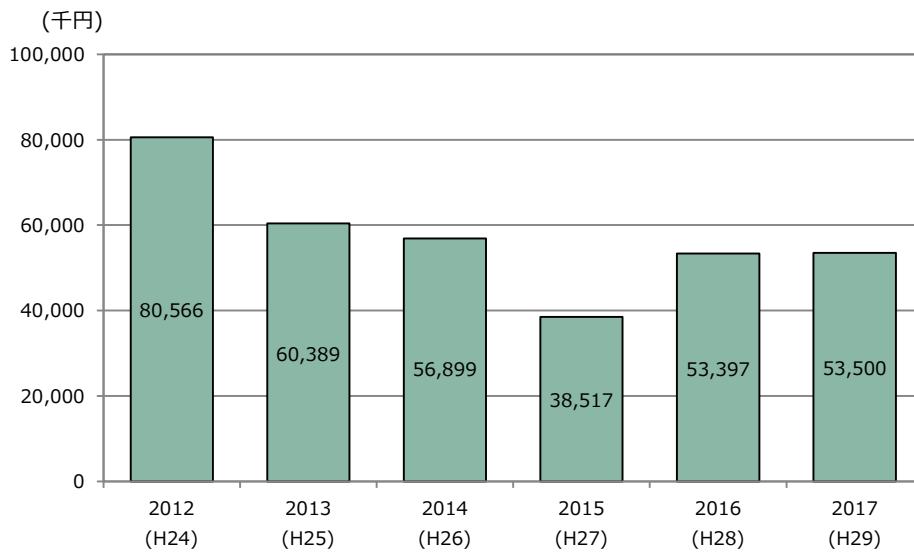


図 4-4 エゾシカによる農作物被害額の推移

(出典) 弟子屈町資料

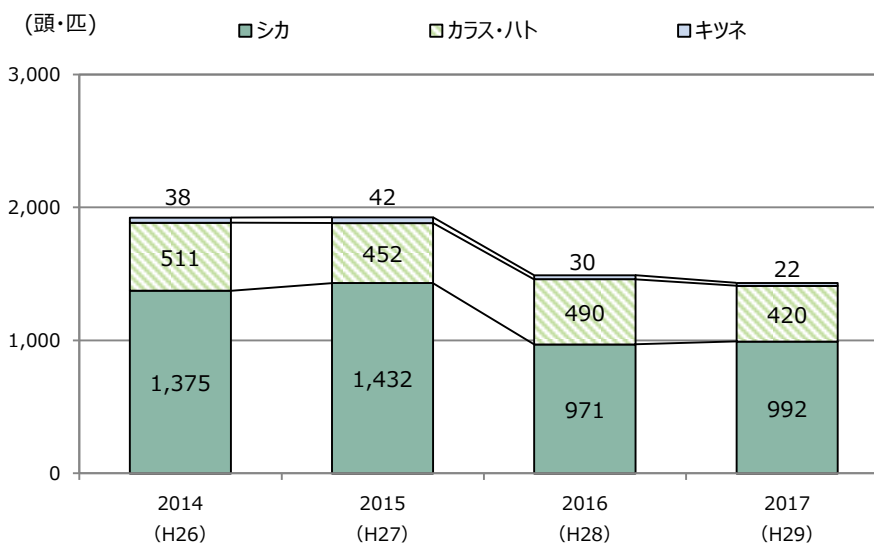


図 4-5 エゾシカ及びその他鳥獣の捕獲実績の推移

(出典) 弟子屈町資料

(2) 課題

- 周辺市町村等と連携し、希少種の保護、狩猟の管理、鳥獣保護区の設定、外来種対策等の取組について適正な施策を推進することが必要です。
- 野生生物と地域住民が適切に共存するために、野生生物の適正保護・管理、ハンターの担い手育成が必要で

(3) 施策の方向性

- 野生生物の保護と適正な個体管理
 - ◇ 本町に生息する希少種等の保護、外来種の把握
 - ◇ 有害鳥獣の適正な捕獲による個体管理、ヒグマの安全対策推進
 - ◇ ハンターの担い手育成による適正な狩猟の推進

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、犬、猫等のペットは愛情を持って飼育するとともに関係法令を遵守し、周辺環境や人・家畜に影響を与えないように責任を持って管理します。また徘徊している犬、猫及びキツネ等の野生動物に餌を与えません。
 - 事業者は、野生生物に配慮した事業・生産活動に努めます。
 - 商品選び、ペットの飼育、土地利用、庭造りなどにおいて、生物多様性について理解し、保全に配慮した生活を送ります。
 - 生物多様性を保全するための様々な活動や自然環境調査に積極的に参加・協力します。
-
- 町内に生息・自生する希少種と外来種について現状把握を行い対策を講じます。
 - 野生動植物との共存に向け、有害駆除の実施や、食材などの有効活用を図ります。
 - 適正な狩猟の推進を図るために、北海道や警察署と連携を図り狩猟事故や違反行為の防止に努めるとともに、ハンターの人口減少及び高齢化対策を推進します。
 - エゾシカによる農業被害の防止を図るため、シカ柵整備や猟友会への奨励などの捕獲事業を継続して進めます。
 - 人間生活の安全を脅かすおそれのあるヒグマについては、生態や生息状況について普及啓発を積極的に行うなど、安全対策を推進します。

行政



4-2-3 分野目標③観光資源の保全と適正利活用

(1) 現状

- 本町は、摩周湖・屈斜路湖・硫黄山をはじめ数多くの景勝地を抱えており、古くから観光業が盛んで、2017（平成 29）年度の観光入込客数は約 94 万人となっています。
- 摩周湖は、本町の象徴で、道東観光の拠点として多くの観光客が訪れています。一方、環境への影響が懸念されており、これまで学術機関と連携して実施してきた環境調査や、環境にやさしい公共交通を目指した「弟子屈えこバスポート事業」を実施してきました。
- 屈斜路湖は、北海道で 2 番目に大きい湖で、スポーツフィッシングの拠点となっており、ウォータースポーツ公園を発着場として、船などのアウトドアを楽しむことができます。保全と活用を進めるために、屈斜路湖利用のルールを周知徹底するとともに、使用船舶の事前登録制度の導入や、砂湯地区の北海道プレジャーボート条例による乗り入れ規制を実施しています。
- 硫黄山は標高約 150m で、他に類をみないイソツツジ、ハイマツを主体とする大群落があります。硫黄山周辺は、西の屈斜路湖と東の摩周湖に挟まれた位置にあり、付近には川湯温泉があるなど、本町の主要な観光地の一つとなっています。
- 本町では、これらの地域固有の資源の保全とともに、適切な活用を進める「エコツーリズム」の取組を推進しています。住民が主体となり観光まちづくりを行う「てしかがえこまち推進協議会」や、弟子屈町の旅行商品を地元から発信する旅行業者「株式会社ツーリズムてしかが」も設立されました。また、2016（平成 28）年には、エコツーリズム推進法に基づいて、環境省から「てしかがスタイルのエコツーリズム推進全体構想」が認定されました。
- 環境省では「国立公園満喫プロジェクト」を推進しており、阿寒摩周国立公園を含む 8 か所の国立公園で「国立公園ステップアッププログラム 2020」を策定し、2020 年を目標に、世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる旅行目的地にすることを目指しています。



(2) 課題

- 自然環境の「保全」と「活用」のゾーンを明確にし、観光・レクリエーションの場としての適正利用と自然保護を両立することが必要です。

(3) 施策の方向性

- 摩周湖の環境保全と適正な利活用
 - ◇ 多様な環境調査、保全対策の実施
 - ◇ 公共交通の利用や、環境保全対策の普及啓発
- 屈斜路湖の環境と適正な利活用
 - ◇ 周辺区域の野生生物の調査等を環境学習に活かす取組の推進
 - ◇ 動力船の利用規制、魚類資源保護対策、水辺環境保全の推進
- 硫黄山の環境保全と適正な利活用
 - ◇ 貴重な植物相・景観、硫黄採掘跡地の保全
 - ◇ 自然・歴史等の学習機会、観光資源としての活用に向けた整備
- エコツーリズムの推進
 - ◇ 自然資源保全のための観光客・観光事業者に対する啓発
 - ◇ 自然観光資源のアクティビティの推進

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、雄大で多様な大自然に触れ合い、親しむ機会を積極的に創出するとともに環境や生態系を保全する意識を持ち、そのためのルールやマナーを守ります。
- 町民は、ツアー及びガイド養成の機会に積極的に参加します。
- 適正利用のルールを守り、誰もが美しい自然環境に親しめる環境をつくれます。
- 観光事業者などは、国や道及び町の計画に則した集客施設の整備に努めます。
- 関係団体等で連携し、地域素材の活用や地域産業間の連携による観光地づくりに取り組みます。
- 「弟子屈えこパスポート事業」など、環境に配慮した観光地づくりを進めます。
- 魅力的なツアーコース・プログラムの開発や人材育成など、自然観光資源のアクティビティの取組を推進します。
- 適正利用のルールの周知など、利用者や観光客等に対して環境保全の啓発を行います。

行政



4-3 基本目標3 安全で快適な環境の形成

4-3-1 分野目標①大気・水・土壌等の保全及び公害対策

(1) 現状

- 本町では、大気環境に影響を与える原因の大部分は自動車の排出ガスによるものと考えられます。
- 観光地等におけるきれいな水質や緑を守る取組として、公共交通機関の利用を促進する「弟子屈えこパスポート事業」を進めているほか、北海道総合科学研究センターとの共同研究により、摩周湖での大気汚染物質の測定を行っています。
- 農薬の安全使用を実施し、環境に優しい農業に取り組んでいます。また、湖沼や河川への土砂の流入を抑制するため、有機質資材散布による土壌改良を行っています。
- 下水道については、水洗化率（水洗化した人口÷供用開始済の人口）は80.9%（2017（平成29）年）に達していますが、今後も公共用水域の水質保全・改善に資するため、下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図ることが必要です。
- 公害については、近年、法令に抵触する事例はなく、また法令に定められた各種施設及び設備関係の届出も振動に関する事例が数件ある程度です。

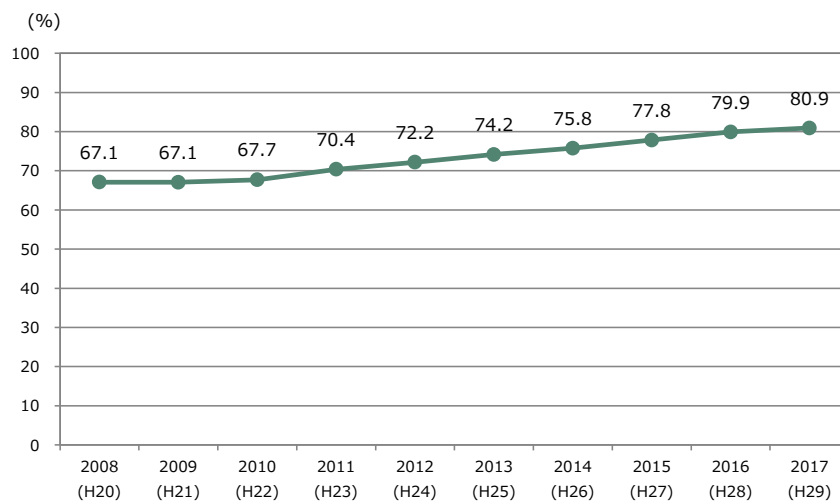


図 4-6 水洗化率の推移

(出典) 弟子屈町資料

(2) 課題

- 大気汚染の原因となる自動車の排出ガスを低減させることが必要です。
- 環境にやさしい観光交通の構築とともに、観光アクセスの向上に向けた2次交通の充実を一体的に取り組んでいくことが必要です。
- 水洗化率の向上に努めるとともに、下水道事業区域外については、合併浄化槽等の設置や適正な維持管理を促進することが必要です。
- 国や北海道の規制を遵守するとともに、町民や事業所に対する普及啓発及び監視を中心とした施策を進めることが必要です。

(3) 施策の方向性

- 大気環境の保全
 - ◇ 低公害車の導入促進
 - ◇ 環境に優しい公共交通機関の構築
 - ◇ 大気汚染物質の測定結果・情報収集の推進

- 水環境の保全と土壌汚染防止対策
 - ◇ 環境に優しい農業の推進
 - ◇ 水源周辺の土地の適正利用
 - ◇ 快適で衛生的な生活環境の構築

- 公害防止対策
 - ◇ 大気環境・水環境の保全及び土壌汚染防止による総合的な公害対策
 - ◇ 事業活動における自主的な環境管理の促進

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 遠距離移動の手段として公共交通機関の利用を、近距離移動には徒歩及び自転車利用を心掛けます。
- 低公害車の導入を進め、不要なアイドリングや急発進・急加速を抑制し、エコドライブを実践します。
- 下水道施設が整備された地域の住民は速やかに接続をし、下水道が未整備の地域の住民においては適正な排水処理を心掛けます。
- 事業者は、公害関係及び各産業・事業分野の法令や制度を遵守します。
- 農薬の安全使用対策を推進し、土壌汚染防止を図ります。

- 大気汚染や水質汚染等の監視に努め、環境の保全を図ります。
- 国立公園内の大気環境を保全するため、環境に優しい公共交通機関を構築します。
- 下水道計画区域外で生活排水対策の緊急性が高い地域については排水処理に関する基本計画を策定し、浄化槽を設置するなど排水処理対策を進めます。

行政



4-3-2 分野目標②景観及び歴史・文化的環境の保全と活用

(1) 現状

- 本町の美しい景観は、摩周湖や屈斜路湖といった単体の要素ではなく、遠景の山、森林、農地、人々の営みなど様々な要素が絡み合い形成されています。
- 景観上の支障となる廃屋・荒廃地の実態把握、適正な処理に向けて、「弟子屈町空き家対策協議会」を2015（平成27）年に設置するとともに、「弟子屈町空き家等対策計画（2015（平成27）年12月）」を策定し、空き家対策に取り組んでいます。
- 適正な保護と活用のゾーニングを定める土地利用計画に基づいて、弟子屈らしい水と緑を生かした、機能的でゆとりと潤いのある魅力的な市街地整備を進めています。
- フラワーマスター協会と連携して、花壇コンテストを開催するなど、町民の花と親しむ意識づくりに向けた活動を行っています。
- 本町には、先史時代の遺跡や古くから引き継がれている有形文化財、天然記念物のほか、「鑑別獅子舞」「仁多獅子舞」といった無形文化財などが数多く残されています。これらの文化財は「屈斜路コタンアイヌ民俗資料館」や「てしかがの蔵」に収納・展示されています。

(2) 課題

- 景観法及び北海道景観条例などと整合性を取りながら、魅力的で暮らしやすいまち並み形成に向けて、本町独自の特色を生かすとともに、町民のおもてなしの心を持った景観形成に取り組むことが必要です。
- 貴重な歴史的文化遺産を保全し、次世代に良好な状態で継承していくため、今後は関係自治体とともに保存・整備・活用方法について検討することが必要です。



ひまわり畑

(3) 施策の方向性

- 自然と調和した景観づくり
 - ◇ 景観形成及び景観の整備の推進、景観に対する意識の育成
 - ◇ 景観上の支障物の実態把握、安全対策の推進

- みどりを生かしたまち並みづくり
 - ◇ 花いっぱい運動、みどりで彩る行動等の推進
 - ◇ 沿道・川沿いの樹木等の整備の推進

- 歴史的文化遺産の保存と活用
 - ◇ 記録の適切な管理・保存、歴史的・文化的価値の普及啓発の推進（有形文化財）
 - ◇ 指導者の育成、後継者の育成・確保による保存・継承活動の推進（無形文化財）

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、より良い景観形成のために、まち並みづくりの取組などに積極的に参画するとともに、周囲への安全や景観に配慮します。
- 事業者は、植樹・植栽等周辺環境や景観に配慮した施設整備・配置に努めます。
- 町民は、弟子屈を紹介できる知識・能力を身に付けて、様々な機会を通じて郷土の歴史や文化を伝え、事業者や団体関係者は、体験学習などに積極的に支援・協力します。

- 景観に関する取組を発展させるため、景観行政団体への移行や景観条例の整備を検討します。
- 花いっぱい運動について町内各自治会の自主的な活動を支援します。
- 関係機関と連携し、有形文化財の展示施設の老朽化対策を含め、貴重な資料や遺跡を適切に保存し、活用します。無形文化財については、その魅力を広めることで、後継者の育成・確保へつなげます。

行政





4-3-3 分野目標③環境に配慮した産業振興及び地産地消の推進

(1) 現状

- 本町の基幹産業の一つである農業は、環境へ与える影響の大きい産業です。これに対して町では、農薬や化学肥料の適正・安全な使用や、ふん尿などの廃棄物の適正使用・処理を促進するなど、環境に配慮した農業生産・森林整備を促進しています。
- ふん尿などの廃棄物を循環利用する際は、臭気等が問題になる場合があるため、臭気抑制機の導入促進を行っています。
- 本町では、生産者と消費者、町が協働して、高い品質やサービスを有する地域ブランドや、食・エネルギーなどの地産地消システムの確立に向けた取組を推進しています。
- 農業においては、安全・安心なクリーン農産物づくりの認定マーク「YES！ clean」を摩周メロン生産組合（2005（平成17）年度）が取得し、温泉熱等を活用した新たな産業の推進、弟子屈産ワイン、マンゴー、イチゴ等特産品の販路拡大、雇用機会の創出にも取り組んでいます。

(2) 課題

- 産業分野における適正な排水処理、農薬の適正使用と管理の徹底、臭気対策や家畜ふん尿の適切処理などの環境保全対策等を引き続き進めていくことが必要です。
- 地産地消の目的を生産者・消費者がともに理解し、生産者は安全・安心で質の高いものをつくり提供し、消費者は生産者に信頼と協力（愛食・愛用）で応えることが必要です。

(3) 施策の方向性

- 環境に配慮した産業の振興
 - ◇ 農薬・肥料の適正使用による安全な生産方法の推進
 - ◇ 廃棄物、家畜ふん尿の適正な処理の推進

- 産消協働によるまちづくり
 - ◇ 消費者と生産者が連携した弟子屈ブランドの構築
 - ◇ 人材・技術の連携による町内資源を活かした新たな特産品の開発と生産技術の継承

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 農業事業者は、持続可能な農業に向けて、農薬や化学肥料の適正使用、廃プラスチックなどの農業廃棄物や家畜ふん尿の適正処理・利用、地熱・温泉熱を活用した冬季栽培などに取り組みます。
- 町民は、生活者・消費者の立場から北海道産、地元産に対する愛着と信頼を持ち、その購入・消費を通して「もの」「サービス」「人材」の育成に寄与します。
- 事業者は、北海道及び地元の資源を生かした「もの」「サービス」づくりを通して経済の活性化を図るとともに、人材の育成と技術の向上に力を注ぎ、雇用機会の拡大に努めます。

- 環境に配慮した農業生産・森林整備を促進します。
- 弟子屈のまちの魅力を活かした特産品開発及び PR を支援・促進します。

行政



4-4 基本目標4 豊かな心を育てる環境の形成

4-4-1 分野目標①環境に関する情報の共有

(1) 現状

- 本町では、ホームページや広報誌を活用して、環境に関する情報提供を行っています。
- 広報誌では、これまで「リサイクルのすすめ」や「エコのすすめ」としてエコ啓発広報を行ってきました。2017（平成29）年度からは、国民運動である「COOL CHOICE」への賛同を表明し、ごみの分別方法や省エネルギーラベルの解説など環境に関わる身近な情報を発信しています。

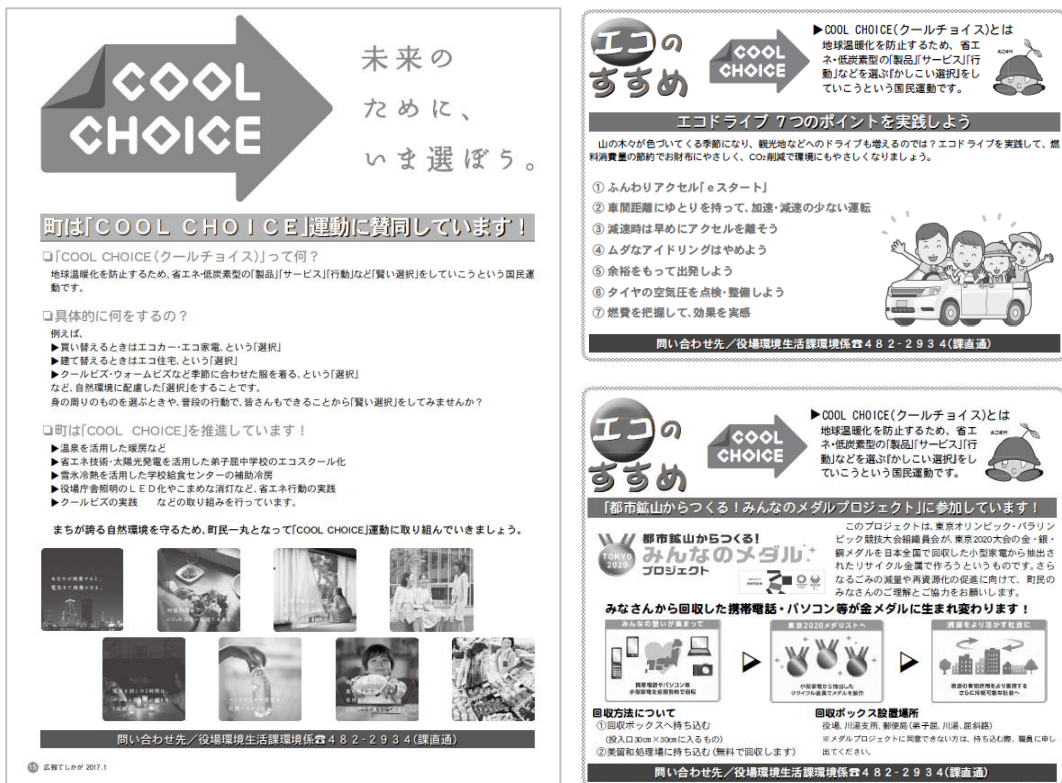


図 4-7 広報てしかがにおける情報提供

(出典) 弟子屈町資料

(2) 課題

- 町民へ必要な情報を早期に届けるために、より積極的に情報発信する必要があります。
- 町民の関心を高め、いかに町民に情報へアクセスしてもらうかの工夫が必要となっています。

(3) 施策の方向性

- 情報システムの構築
 - ◇ 広報紙・ホームページのほか、SNS 等を活用した積極的な情報の提供
 - ◇ 町民意識の向上のための啓発活動

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 広報紙やホームページ等への情報提供などに協力し、広報紙は引き続き地域（自治会等）が配布を行うなど、協働を進めます。
- アンケートやパブリックコメント、町政懇談会などを利用し、積極的に町政運営に参画します。

- 広報紙とホームページの更なる充実や SNS 等を活用し、町民や事業者に対して環境に関する情報を的確にわかりやすく発信します。
- 学校、事業所、団体等における取組等を紹介し、環境保全に関する活動の拡大に努め、まちの良さを町内外に PR します。
- 「自然・エネルギーのまち」の宣言等を検討します。

行政



4-4-2 分野目標②環境教育・学習の機会の提供

(1) 現状

- 本町には、身近に豊かで多様な自然、環境に関連した施設、機関等が存在し、環境学習を推進するための立地環境が整っています。
- 現在、町内各地の国道や道道、町道沿いのゴミ拾いを行う「摩周湖クリーンウォーク」や、2006（平成18）年度に指定した名木などを巡る「名木ツアー」（年2回実施）のほか、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校の子どもたちによる清掃活動やオオハンゴンソウ防除、花壇整備などの事業（クリーンタッチ事業、グリーンタッチ事業、ジュニアパークレンジャー事業、フラワータッチ事業）、雪氷冷熱施設を活用した環境学習などに取り組んでいます。
- 摩周湖クリーンウォークは、2006（平成18）年度から13回実施しており、参加者は多い年で700人を超え、ごみの回収量が1,600kgから220kgに大幅に減少するなど、効果をあげています。



摩周湖クリーンウォーク

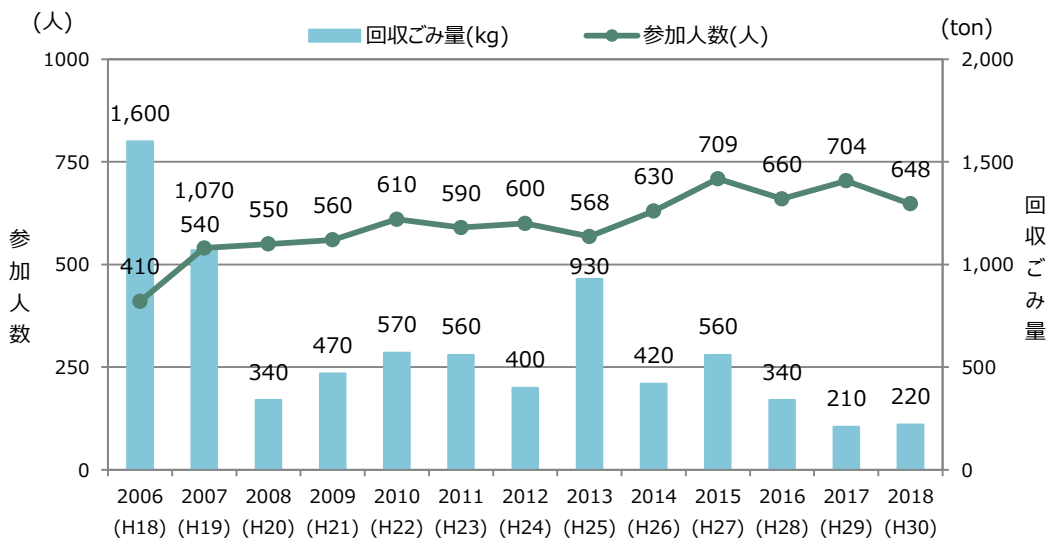


図 4-8 摩周湖クリーンウォークの実績

(出典) 弟子屈町資料



(2) 課題

- 環境に対する意識の高揚、知識の習得及び普及啓発や、環境教育などを重視した人材の育成を図ることが必要です。
- 学校、地域、事業所、専門機関、町が連携を図り、恵まれた立地環境を十分に生かすことのできる環境学習プログラムの開発等により幅広い取組への参加を推進することが必要です。

(3) 施策の方向性

- 住民参加型の環境教育の実施
 - ◇ 体験学習機会の拡大
 - ◇ 学校、事業所等への環境学習機会の導入推進
 - ◇ 講演会等の開催による、環境意識の高揚、普及啓発の推進

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、環境学習、体験活動に積極的に参加し、環境に関する情報、知識を習得します。
- 事業者は、従事者に対して環境保全に対する教育及び指導を徹底します。
- 家庭や仲間、町内会、職場など、環境教育に係わる取組の輪を広げ、環境保全意識の共有化を図ります。

- 環境保全の意識啓発、知識の習得を進めるため、環境団体、北海道や近隣市町村など関係機関と連携して、町民が参加しなくなる住民参加型事業を実施します。
- 学校、企業・団体における環境教育指導者の育成を図ります。
- エコツーリズムなど「自然環境の保護と活用」を推進するため、ガイドなどの人材育成を図ります。

行政



4-4-3 分野目標③学校教育との連携

(1) 現状

- 本町では、各学校で行っている「ふるさと教育」の中で、地域産業、文化等とともに自然環境について、講師を派遣して環境学習に取り組んでいます。
- 各学校では環境教育に関する全体計画を作成し、各教科、道徳、総合的な学習の時間や特別活動において、環境づくりのために主体的に行動できる児童生徒の育成に努めています。
- 学校で行える環境に優しい取組を定めた「学校版 ISO」を、町内の7校で実施しています。校舎の省エネルギー化に向けて、弟子屈中学校・学校給食センターをエコスクールとして改築しました。
- 本町では、町内全ての幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校に通う園児・児童・生徒を対象として、参加型の各種事業を行っています。2006（平成18）年度から実施した「クリーンタッチ事業」は、その後「グリーンタッチ事業」、「ジュニアパークレンジャー事業」、「フラワータッチ事業」と、それぞれ3年間実施しました。



(2) 課題

- 「地域特性」、「自然資源」、「人的資源」等を積極的に活用するとともに、各学校に応じた特色ある環境教育・学習を進めるため、地域と学校が連携することが必要です。

(3) 施策の方向性

- 学校教育における環境教育の推進
 - ◇ 環境学習講師等、人材の育成・派遣による環境学習の推進
 - ◇ 環境配慮活動など実践的な取組による「学校版 ISO」の推進
- 地域との連携
 - ◇ 公共施設を活用した、環境教育機会の創出
 - ◇ 環境関連事業を通じた、世代間交流・地域間交流の推進

(4) 各主体の行動例

町民&事業者



- 町民は、町や地域が実施する環境保全に関わる事業に積極的に参画し、世代間交流及び地域間交流を深めます。
- 事業者は、町、地域、住民団体及び学校等が実施する環境保全活動に積極的に協力し、貢献します。

- 各学校で定める環境教育全体計画により、児童生徒への環境教育を推進します。
- 学校、企業・団体における環境教育指導者の育成を図ります。
- 学校や企業と行政の連携を強化し、環境教育を推進していきます。

行政



知っていますか？

弟子屈町のキャッチフレーズ

町のキャッチフレーズ

摩周湖と いで湯のロマン 弟子屈町

2003（平成15）年に迎えた「弟子屈町100年記念事業」の一つとして町内に募集し、全55作品の中から決定しました。

町のシンボルマーク

2003年に迎えた「弟子屈町100年記念事業」の一つとして全国に募集しました。

「てしかが」のイニシャル「て」の文字をモチーフに、数多くの景勝地を抱える自然豊かな町、歴史ある名湯等、北海道らしさが凝縮されたイメージが、明るく元気いっぱいの顔のかたちと湯けむりで表現されています。



風雪の碑



役場庁舎前庭「町民憩いの広場」に建立されたこの顕彰碑は、「風雪の碑」と呼ばれ、コールテン鋼の2本の柱を原始林に模り、右に行政、観光の整備に尽くされた青木貞行氏を、左に今日の酪農業の基礎を創られた小田切栄三郎氏のレリーフを掲げ、さらにその前方に、未開の原生林を切り拓き生涯を弟子屈町の発展のために捧げられた無名の開拓者のブロンズ像を据えています。

町民みんなが、先人の功績を讃え苦勞を偲び、この開拓精神を受け継いで、明るく豊かなまちづくりと郷土発展の願いが込められています。



第5章 計画の推進体制



☑第5章では、基本目標ごとの施策と行動（第4章）を効果的に進めていくための目標管理や、計画の推進体制について記載しています。

[5-1 目標管理](#)

[5-2 計画の推進体制](#)

[5-3 計画の進行管理](#)



5-1 目標管理

弟子屈町環境基本条例第9条第2項第1号では、長期的目標と短期的目標を定めるものとされています。身近な問題で比較的早期に実施及び着手すべき施策を短期的目標として、長期的及び恒久的な視点に立って取り組む問題を長期的目標として、それぞれ位置付けるものとします。

基本目標 1 循環型社会の形成

短期的目標

- ごみの分別及び資源リサイクルの徹底及びレジ袋の使用削減等を通して廃棄物の排出量抑制、再使用・再利用を推進します。
- 自然の番人宣言事業、摩周湖クリーンウォーク等を実施し、ごみのポイ捨てや不法投棄防止に取り組めます。
- 弟子屈町の地域資源である温泉熱の有効利用をさらに推進します。

長期的目標

- 二酸化炭素排出量の削減目標達成及び地球温暖化防止対策に取り組めます。
- オゾン層破壊防止対策として、フロンの使用抑制及び適正処理に努めます。
- 再生可能エネルギーの活用、施設・機器等の省エネルギー化により、地域特性に応じたエネルギー対策を推進します。

基本目標 2 自然と共生し育む環境の形成

短期的目標

- 火災防止に努めるとともに、地域資源として体験学習や地材地消等を推進し、地域の活性化を図ります。
- エコウォーク、フットパス等に積極的に取り組み、エコツーリズムの基本体系を構築します。
- 猟友会と連携を図り、適正な有害鳥獣の捕獲等による個体管理を行います。

長期的目標

- 適正及び合理的な森林施策を推進し、林業従事者の育成・確保に努めます。
- 湖、河川及びその周辺環境調査を実施し、水環境の保全を推進します。
- 町全体を貴重な観光資源として認識し、摩周湖、屈斜路湖、硫黄山の環境保全については個別の施策を推進します。
- 摩周湖への代替交通体系について様々な調査・検討をします。
- 外来種の把握及び希少種の保護に努めます。



基本目標 3 安全で快適な環境の形成

短期的目標

- 低公害車の導入及びエコドライブ等により排出ガスの低減を図るとともに情報収集等に努めます。
- 公害防止に関する普及啓発及び情報収集に努めます。
- 景観に関する意識の育成及び関係法令の周知啓蒙に努めます。
- 各家庭、事業所、公共地の植栽、整備を通してみどりを生かしたまち並みづくりを推進します。
- 土づくりの推進や残留農薬基準値の遵守と適正な施肥等により、安全で持続可能な生産を推進します。
- 適正な森林施業及び機能的な整備を推進します。
- 産消協働運動を推進し地域経済の活性化、雇用機会の拡大及び環境形成を図ります。

長期的目標

- 水道水源の保全に努めるとともに生活排水処理基本計画を策定し、生活廃水対策を推進します。
- 不法投棄防止、土壌汚染防止及び食糧の安全確保に努めます。
- 景観に関する計画、事業等により地域特性に即した景観形成等に努めます。
- 廃屋及び荒廃地の実態を把握し、適切な対応に努めます。
- 文化財を適正に保存し、歴史的・文化的価値の普及啓発に努め、総合的な整備を推進します。
- 環境に配慮した交通体系の整備、省エネルギー改修、廃棄物の適正処理等により、環境、健康、地域が連携した産業を振興します。

基本目標 4 豊かな心を育てる環境の形成

短期的目標

- 各主体、施設等を活用して環境教育及び学習の機会を積極的に創出します。
- 本町の地域特性に即した環境家計簿等を活用し、日常生活から環境保全に配慮した行動に努めます。
- 環境整備事業の実施、「摩周湖クリーンウォーク」への参加等を通して地域との連携を図ります。

長期的目標

- 多様な媒体を利用し、環境に関する情報を共有し、環境保全活動を推進するシステムを構築します。
- 学校に派遣する講師の育成・派遣制度を創設します。
- 学校での学習と関連付けた指導計画を作成するとともに関係機関と連携した体験学習を実施します。



5-2 計画の推進体制

弟子屈町環境基本条例の基本理念等を実現していくためには、町民、住民団体、事業者、行政がそれぞれの責務のもとに適正な協働体勢を構築し、各主体が自発的な取組や行動を推進して、環境への負荷の低減を図るとともに、良好な環境の保全、快適でうるおいのある環境の維持、創造に努め、次世代に継承しなければなりません。

環境保全のための具体的な役割は、町民、住民団体、事業者、行政がそれぞれの立場から取り組み、行動しなければならないものですが、その全てに共通性と関連性を兼ね備えていることから各主体が協働で取り組み、行動することが重要です。町民、住民団体、事業者、行政は、地球環境・自然環境・生活環境・環境教育の推進の4つの環境分野別に掲げた具体的な施策について、以下の方針で取組を推進していきます。

表 5-1 各主体の取組方針

主体	取組み方針
町民 住民団体	(1)環境保全のために、町民一人ひとりが出来ることに積極的に取り組む (2)地域住民でできることに協力して取り組む
事業者	(1)事業活動において生産から廃棄まで責任を持つとともに、環境活動をリードできるように率先して環境配慮行動に取り組む (2)従業者への環境保全に関する教育を徹底し、一体となって環境に配慮した事業活動を行う
行政	(1)環境保全のための行動について自ら率先して取り組む (2)各主体の行動及び取組を支援するとともに総合調整を行う (3)各主体と協働で、環境保全に関する計画及び施策等を策定し、具体的な事務・事業活動に反映して実行する

5-3 計画の進行管理

進行管理は、PLAN（計画策定）、DO（取組の実行）、CHECK（進捗状況の点検）、ACTION（計画の評価・見直し）のPDCAマネジメントサイクルを基本として行います。

各主体の意見や情報等を踏まえ、環境施策の見直しや新たな取組の検討を行い、計画の推進に努めます。

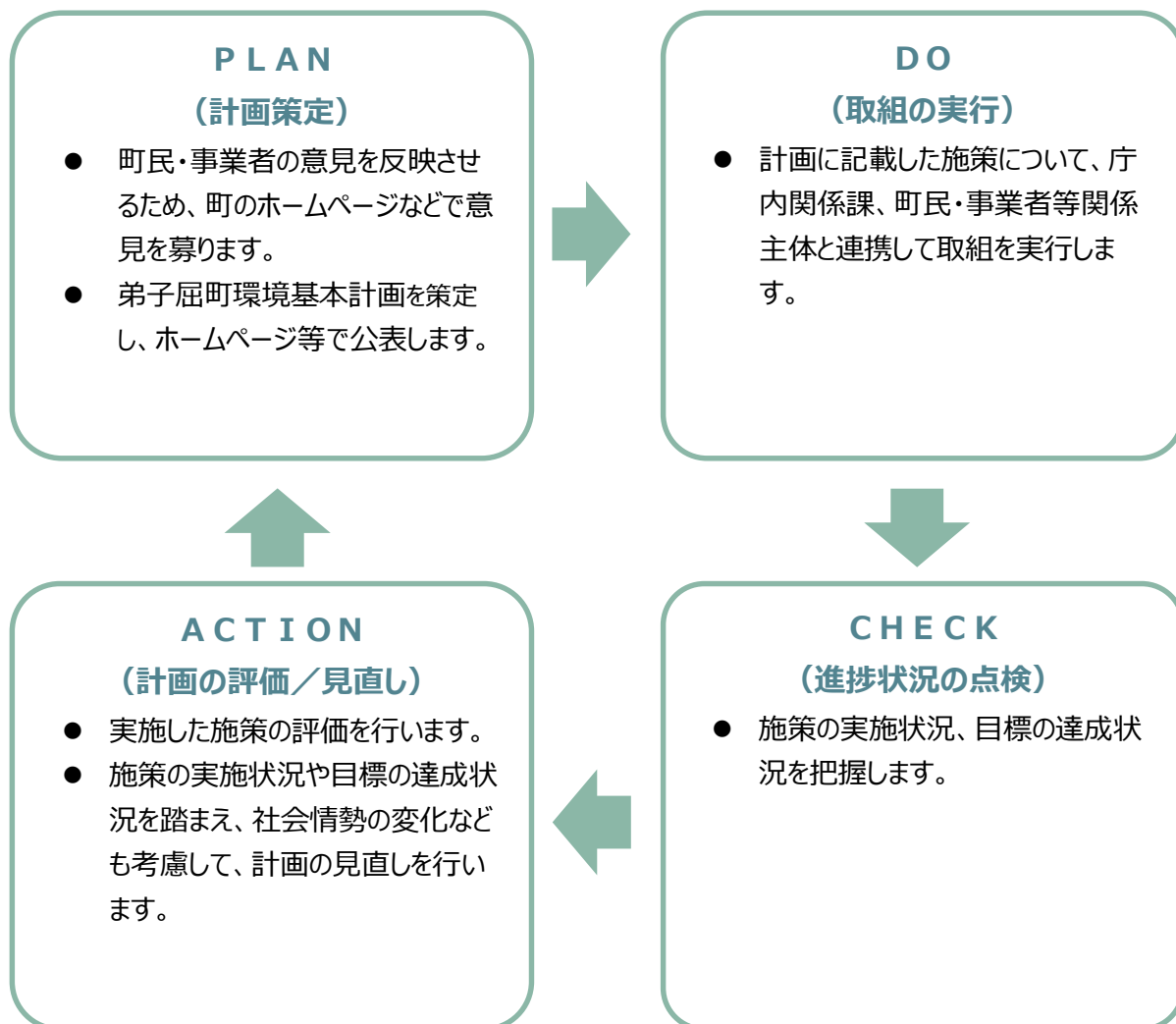


図 5-1 計画の進行管理

第2次 弟子屈町環境基本計画

発行 弟子屈町
〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
TEL 015-482-2191 (代表) FAX 015-482-2696
URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>
E-mail kankyo@town.teshikaga.hokkaido.jp

編集 環境生活課 環境係

発行日 2019 (平成 31) 年 3 月
